

意見公募手続の結果の概要

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（意見公募手続）を実施した上で、規則等を定めたので、その結果を公表します。

1 規則等の案の題名

- (1) 博物館法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に係る基準を定める告示について（案）
- (2) 博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準を定める告示について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和6年10月22日から令和6年11月21日まで

3 提出された意見

提出された意見の件数 0件

4 定めた規則等の内容

- (1) 規則等の題名
 - ①博物館法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に係る基準
 - ②博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に関する基準
- (2) 規則等の内容
 - ①博物館法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に係る基準
…別紙1
 - ②博物館法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に係る基準 …別紙2
- (3) 規則等の公布等年月日
令和6年12月1日

お問合せ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市教育委員会事務局教育局教育総務課社会教育係

電話 054-354-2369

FAX 054-354-2472